

平成 27 年度復興支援の担い手の運営力強化実践事業補助金（復興活動支援枠） 募集要項

1 趣旨

多様な担い手が協働・連携して行う復興支援や被災者支援等の取組を推進するとともに、復興支援の主要な担い手となる特定非営利活動法人等（以下「NPO法人等」という。）の経営能力の強化を図ることにより、高い運営力を有するNPO法人等を育成し、中長期的な被災地の復興や被災者の支援を図るため、実践事業（復興活動支援枠）を募集します。

2 定義

(1) NPO法人等

特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織

(2) 補助対象事業

① 支援活動の実践を通じたNPO法人等の人材育成

被災者の見守り、カウンセリングや子どものケア等被災者の健康・生活支援を始めとする被災者支援、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生、原子力災害からの復興・再生等の支援テーマに即した外部専門家の招聘や研修の実施等により、NPO法人等の専門的知見やノウハウの獲得が見込まれる取組を行う事業

② 支援活動を行うNPO法人等のネットワークの形成

支援団体の運営等に関する個別指導を始めとする復興・被災者支援に関する地域間、支援団体間の情報共有やノウハウの移転等を実施する取組を行う事業

3 応募資格

(1) 応募できる団体

① NPO法人等及び岩手県内市町村（又は岩手県）を構成員とする協議体

注：岩手県が協議体の構成員となるのは、次の2つの要件を満たす場合となります。

- ア 広域的（複数の市町村を活動範囲とする）あるいは全県的な取組であること
- イ 取組に関する県と市町村の役割分担について、県の役割が大きいと認められること

② 岩手県内に主たる事務所を有する単独のNPO法人等

注：3 (3) の応募要件を満たす必要があります。

4 (2) の採択要件により、会議組織を立ち上げ連携して取組を進めることが必要です。

(2) 協議体

協議体は、以下の条件を満たすものとします。

- ① 代表者が定められていること。
- ② NPO法人等及び岩手県内市町村（又は岩手県）が構成員に含まれていること。
- ③ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、次の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること。
 - ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
 - イ 協議体の意思決定方法

ウ 協議体を解散した場合の地位の承継者

エ 協議体の事務処理及び会計処理の方法

オ アからエまでのほか、協議体の運営に関して必要な事項

- ④ 規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続による不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(3) 応募要件

応募者又は協議体の構成員となるNPO法人等は、以下の要件を全て満たす団体とします。

- ① 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算書及び決算書が整備されていること又は本事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。
- ② 情報開示がなされていること又は本事業の取組期間中に情報開示がなされる予定であること。
- ③ 活動実績を有し（新設団体は除く。）、今後も継続的に活動を行う予定であること。
- ④ 事業の遂行に必要な組織・人員を有すること（例：会計責任者の配置など）。
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。
- ⑥ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としないこと。
- ⑦ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑧ NPO法人等のうち法人については、実施しようとする事業内容が定款に適合していること。
- ⑨ 特定非営利活動法人については、各事業年度の事業報告書等を提出していること。
- ⑩ 岩手県内のNPO法人等が単独応募する場合、別に定める行政からの同意書を提出すること。

〔注：本項にいう「行政」とは、本事業の活動範囲となる岩手県内市町村（又は岩手県）とします。広域的な取組の場合、原則として該当する全ての市町村（又は岩手県）の同意書が必要です。岩手県が同意書の発行者となるのは、上記(1)と同じ2つの要件を満たす場合となります。なお、岩手県外での活動について応募する場合には、本項にいう「行政」に活動範囲となる岩手県外市区町村（又は都道府県）を含めることとします。〕

〔注〕 岩手県外避難者を支援する岩手県外のNPO法人等が応募しようとする場合の取扱い

- ・ 岩手県外NPO法人等と岩手県内市町村（又は岩手県）と協議体を形成して応募すること。
- ・ 活動範囲となる岩手県外市区町村（又は都道府県）の同意書を提出すること。

4 採択要件

- (1) 復興支援や被災者支援に資するとともに、取組実施主体の運営力強化が図られること。
- (2) 取組の実施に当たっては、多様な担い手（NPO法人等、企業、行政を可能な限り含み、その構成メンバーについては幅広い参画を目標とする。）が協働して会議組織を立ち上げ、取組を進めること。（会議組織の構成メンバー数は、行政を含む2団体以上とします。なお、協議体については、会議組織の要件を満たす扱いとします。）
- (3) 事業成果が一時的なものとならないように、当該事業終了後も会議組織を活用して取組を継続させること。

5 採択予定事業数

予算の範囲内での採択とします。

なお、事業が採択された場合でも補助金額を調整する場合があります。

6 補助率

10分の8以内

7 事業費

1件当たりの事業費（自己負担額を含む）は、概ね1,000千円から7,500千円（消費税額等を含む）とし、補助金額の上限は6,000千円とします。

また、事業費の10分の2に相当する金額については、取組実施主体が自己負担することとしますが、別に定める基準（別記1）により他の主体から提供された役務や物資等を金銭に換算した額を自己負担額として加算することを可能とします。

【参考例：事業費と補助金、自己負担の関係】

（単位：千円）

事業費	1,000	5,000	7,500
補助金	800	4,000	6,000
うち国負担分	666	3,333	5,000
県負担分	134	667	1,000
NPO法人等自己負担	200	1,000	1,500

8 補助対象期間

補助金の交付決定日から、平成28年3月31日までとします。

9 対象経費

(1) 支援対象となる経費

事業実施に直接必要となる以下の経費とします。

経費項目	例 示
①人件費	給料手当、臨時職員賃金、社会保険料等（行政機関の恒常的職員に係るものを除く。）
②諸謝金	講師、外部協力者等の謝金
③旅費	職員・外部講師交通費、宿泊費等
④消耗品費	消耗品、材料、書籍等の購入費 （ただし、購入単価3万円未満のものに限る。）
⑤印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
⑥通信運搬費	電話、宅配、郵送料等
⑦使用料及び会場賃料	会議室等の使用料、機器のリース及びレンタル料
⑧広告宣伝費	新聞、雑誌等への掲載料等
⑨委託費	専門機関への調査等委託に要する経費

⑩施設等の整備費	事業実施に必要な施設等の整備費
⑪設備備品購入費	購入単価3万円以上の備品の購入経費
⑫その他の経費	知事が必要と認める経費

※ ⑩施設等の整備費及び⑪設備備品購入費を計上する場合は、価格の参考となる資料（見積書、カタログ等）を添付してください。

(2) 各種助成金との併給調整

国及び地方公共団体等による他の補助金等の対象となっている事業は、実践事業の支援対象としません。ただし、他の補助事業の補助対象部分と非対象部分が明確に切り分けられる場合には、当該非対象部分について支出の対象とすることができます。

(3) 施設等の整備及び設備備品の購入について

本事業における施設等の整備や設備備品の購入は、当該経費の支出が実践事業の趣旨に合致し、さらに整備や購入が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限るものとし、上限額は原則として一の実践事業につき当該実践事業に係る経費の2分の1以内とします。

(4) 財産の管理

実践事業により取得し、又は効用の増加した財産については、実践事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとします。

なお、実践事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないで、この支援事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとします。

また、実践事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、内閣府の求めに応じて、使用状況を報告することとします。

10 応募方法

(1) 応募期間

平成27年4月27日(月)から平成27年5月22日(金)まで

(2) 応募締切

平成27年5月22日(金) 17時必着

(3) 応募方法

- ① 下記の応募先に郵送又は持参してください。
- ② 応募に係る経費は、全て応募団体の負担となります。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

(4) 応募書類

応募に当たっては、次の書類を提出してください。

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 申請書別紙（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料（添付任意、A4サイズ10枚以内）
- ⑤ 協議体が申請する場合、協議体の条件を満たすことが分かる規約その他の規程

- ⑥ 応募者又は協議体の構成員となるNPO等に関する資料（それぞれの団体ごとに添付してください。）
- ア 定款又はこれに代わるものの写し
 - イ 直近1年間の事業（活動）報告書（任意団体については、これに代わるもの）の写し
 - ウ 直近1年間の収支（活動）計算書、貸借対照表又は財産目録（任意団体については、これに代わるもの）の写し
 - エ 構成員名簿（様式第4号）
 - オ 団体目的等についての確認書（様式第5号）（任意団体のみ）
- ※ 東日本大震災津波により、書類を紛失等した場合は、御相談に応じます。
- ⑦ 単独応募するNPO法人等の場合には行政からの同意書（様式第6号）

11 応募先及び問合せ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 NPO担当
〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 県庁11階
電話：019-629-5199 FAX：019-629-5354
E-mail：AC0006@pref.iwate.jp

【質問への回答】

本件に関する質問は、できるだけメール又はFAX（様式任意）によりお願いします。

メール又はFAXにより寄せられた質問については、質問者に対して回答するとともに速やかに岩手県公式ホームページの若者女性協働推進室に掲載します。

※ 事業費が300万円未満かつ活動範囲が1圏域内（広域振興局管内）となる案件については、広域振興局で申請を受け付けます。広域振興局の連絡先等は、別記2紙を御参照願います。

12 事業の選定方法

- (1) 岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、事業を選定します。
- (2) 審査委員会における審査は、公開プレゼンテーション（5月下旬予定）により行うことを原則としますが、一部については書類審査のみとする場合があります。
なお、書類審査の場合であっても、個別にヒアリングをお願いする場合があります。
- (3) 特に緊急を要するなどやむを得ない場合は、審査委員会による審査を経ず、県によるヒアリング等により内容を審査し、事業選定を行うことがあります。

13 審査基準

審査は、次の項目の審査基準で実施します。

- (1) 実践事業の趣旨に合致するか。
- (2) 目的、計画が妥当であるか。
- (3) NPO法人等と市町村（又は県）の連携（協働）であるか。

- (4) 事業により、大きな成果を期待できるか。
- (5) 事業に継続性・発展性はあるか。
- (6) 事業に新規性・先進性はあるか。
- (7) 事業に普及性はあるか。
- (8) 多様な参加者が関与する仕組みとなっているか。
- (9) 経費の見積もりは、事業内容に見合ったものであるか。
- (10) その他（事業実施に当たり、審査委員会において、審査が必要とする事項）

14 採択（内示）・決定

上記選定結果を踏まえ、採択内示及び交付決定を順次行います。

なお、採択した事業については、実施方法や事業費などについて条件を付す場合があります。

また、交付決定前着手届の提出により、採択内示日からの事業実施（補助対象分）を可能とする予定です。

15 事業の実施

事業が採択された団体に事業費を交付し、事業を実施します。

(1) 申請者が協議体の場合

岩手県より当該協議体に補助します。

当該協議体は、その構成員間で連携を図り、事業を実施してください。

(2) 申請者が単独のNPO法人等の場合

岩手県より当該NPO法人等に補助します。当該NPO法人等は、会議組織を立ち上げ、その構成員間で連携を図り、事業を実施してください。

16 事業完了報告

採択された実施主体は、事業終了後、速やかに成果を取りまとめるとともに自己評価を行って、復興支援の担い手の運営力強化実践事業補助金交付要綱に基づき岩手県に実績報告をしてください。

17 情報公開

- (1) 事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、応募の状況と審査結果は、岩手県のホームページで公開します。
- (2) 提出いただいた書類は、個人情報を除いて、原則、情報公開の対象とします。
- (3) 採択された団体の実施する事業については、多くの県民の方に情報発信をお願いします。団体のホームページや県のホームページに、事業の案内、実施内容、事業成果等を掲載してください。
- (4) 事業終了後には、事業報告書や事業評価を含む事業報告会の資料を岩手県のホームページで公開します。

18 その他

- (1) 本事業は、この募集要項に定めることのほか、県の「復興支援の担い手の運営力強化実践事業補助金交付要綱」及び国の「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業実施要領」（平成27年4月9日

付け府政経シ第 119 号) の規定により、実施します。

- (2) 募集要項、県交付要綱又は国実施要領の規定に違反した場合は、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- (3) 事業の実施にあたっては、活動先での物資の地元調達あるいは地元雇用に配慮して下さい。
- (4) NPO 法人等が、本事業の応募に当たり、行政と協働して事業を計画する場合、または同意書の提出を依頼する場合、締切間近に相談するのではなく、関係者が余裕を持って協議できるよう留意して下さい。
- (5) 平成 27 年度復興支援の担い手の運営力強化実践事業補助金（一般枠）については、5 月中旬に公募を開始する予定です。詳細は決まり次第お知らせします。